

【事案 25-38】損害賠償請求

・平成 25 年 12 月 18 日 和解成立

＜事案の概要＞

募集人から満期保険金の据置利率について誤説明を受けたことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 2 年にこども保険を契約したが、平成 24 年 3 月に満期保険金の支払期日が到来し、その際、募集人から、据置利率が年 4.0% 複利であるとの説明を受けたことから 10 年間の据置手続を行った。その後、平成 25 年 1 月に保険会社のホームページを閲覧したところ、実際の据置利率は 0.3% であることが分かった。誤説明があったことは保険会社も認めており、また、据置当時、満期保険金を据置きにするか、投資信託に積み増しするかを比較検討しており、据置利率が年 0.3% と認識していたら投資信託の積み増しを選択していたので、年 4.0% 複利で据え置いた場合と実際の年 0.3% 複利で据え置いた場合の 10 年分の差額を支払ってほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険契約における満期保険金の据置利率については、約款においてその扱いが定められており、募集人は満期保険金の据置利率について当社を代理して変更する権限を有していない。
- (2) 申立人に据置手続前に送付した満期案内において、据置利率については年 0.3% であると明示し、申立人はこれを認識したまたは容易に認識することができた。また、据置手続後に申立人に送付した書面においても、据置利率が年 0.3% であることは明示している。
- (3) 据置利率については、据置期間中も変動することが予定されているものであり、10 年間にわたって特定の利率を保証するものではないため、年 4.0% による利息益が保証されるものではない。
- (4) 当時申立人が他の金融商品と比較検討していたことの真偽は不明であり、また、他の金融商品の成果については、申立人の主張は結果論にすぎない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 つと判断する。

- (1) 満期保険金据置契約にあたり、据置利率を年 4.0% 複利と説明を受けたため契約をしたので、据置利率が年 4.0% である内容の契約が成立したとして、その内容にもとづく据置利率による支払いの確認を求める。（主張①）
- (2) 誤った説明を受けて契約をし、より有利な他の運用方法を選択する機会を失ったのであるから、不法行為にもとづく損害賠償を請求する。（主張②）

2. 主張①について

保険契約は附合契約であり、契約者の契約上の権利は約款およびこれにもとづく規定により、契約者において一律に拘束され、これは満期保険金据置契約においても同様である。また、募集人には契約の内容を決定し、締結する権限はないことから、仮に募集人が誤った説明を行ったとしても、これにもとづき契約が成立することはないため、主張①は認められない。

3. 主張②について

(1) 保険契約の当事者である保険会社は、保険契約の内容について適切に説明する義務を、契約者である申立人に対して負っている。本件では、契約の重要な部分である据置金利の説明につき、過失により事実と異なる説明をしたことは当事者間に争いはないことから、申立人のいかなる権利、あるいは法律上の利益を侵害したか、また具体的にどのような損害を与えたかが問題となる。

(2) 年 4.0% の金利が付くという期待（期待権）を侵害したことについては、特段の事情の無い限り法律上の賠償責任の発生根拠とはならない。しかし、本来であれば他に運用してより利益を得られるはずであったが、誤った説明によりこの機会を失ったという主張は、具体的かつ確実に行われたであろう行為を妨害したことが認められれば、不法行為と認定できる可能性はある。

(3) 申立人は、投資信託会社のレポートを提出して、高利回りの運用の可能性があったと主張するが、同レポートが実際に申立人の運用実績を証明するものであるかは不明であり、仮にそうであるとしても、当該運用実績は 4.0% よりはるかに高利回りで、もし申立人が実際に同運用をする予定であったのであれば、本契約の据置利率にかかわらず、投資信託による運用を選択したものと推測される。

(4) 投資信託はリスクも伴うことから、金融資産の一部をこれに充てるとしても、他の資産は安定した運用を求めることが経験則上認められ、当該満期保険金を申立人の主張する投資信託で運用したことが確実であるとは認定できない。

4. 和解の提案

以上のとおり、申立人の請求を認めることは困難であるが、保険会社においても適切な説明をする義務があるにもかかわらず、据置金利のような契約者の利害に直接影響し、しかも募集人としては認識することが容易な事実について、繰り返し誤った説明をし、本紛争を引き起こした責任を見過ごすことはできない。